

8. その他 在宅支援

◇すみやか住宅改造費助成

【対象者が住む自宅のバリアフリーリフォームの助成制度】

対象となる人	<p>下記①、②のすべてに該当する人</p> <p>①世帯全員住民税非課税であること</p> <p>②同居している世帯の中に、下記のいずれかの方がいること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の認定で 要支援 または 要介護 の判定を受けた人 ・身体障がいがある者（１級、２級） ・知的障がいがある者（Ａ１、Ａ２） ・重複障がいがある者（Ａ３）
助成対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の日常生活での自立が助長され、介護者の負担軽減が見込まれる改造 ・対象者が日常使用する機会が多い箇所 例）玄関、廊下、トイレ、風呂場など（維持改修、増築は対象外）
助成額	<p>上限 20万円</p> <p>※市予算内の助成です。お早めのご相談を！</p> <p>※介護保険の住宅改修費、身体障がい者日常生活給付事業の住宅改造費に上乗せしての助成可。</p>
お問合せ お申込み ※代理申請可	<p>福祉課 高齢者福祉係</p> <p>電話番号：77-8516 （8：30～17：00）</p> <p>※申込方法など、詳しい内容については、お問い合わせください。</p>

◇バリアフリーアドバイザー派遣

【建築士や作業療法士等がご自宅を訪問。身体状況に合わせた住宅改造について適切なアドバイスを行います。】

対象となる人	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険により住宅改修を行う方 ・すみやか住宅改造費助成事業を利用する方 ・上記以外で、バリアフリー改修工事を検討されている方
利 用 料	無 料
派遣元 (事業実施主体)	<p>住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局</p> <p>一般財団法人 福岡県建築住宅センター「生涯あんしん住宅」</p> <p>電話 092-582-8061（月曜休館）</p>
お問合せ お申込み	<p>福祉課 高齢者福祉係</p> <p>電話番号：77-8516 （8：30～17：00）</p>

◇福祉収集事業

【1人でゴミを出すのが難しい方を対象に、戸別にゴミの収集を行っています。】

対象となる人	<p>柳川市にお住いの、①～③のいずれかに該当する方</p> <p>①65歳以上で介護保険の要介護 または 要支援 の認定を受け、ホームヘルプサービスを利用している方</p> <p>②身体障がい者手帳の1級、2級の方</p> <p>③精神障がい者保健福祉手帳の1級の方</p> <p>かつ、親族、近隣住民の方などの協力が得られず、1人でゴミを出すことができない方</p> <p>※住宅・道路状況等によりご利用いただけない場合もございます</p>
収 集 方 法	<p>●玄関外など屋外に置いてあるゴミを収集します</p> <p>①燃やすしかないゴミ、資源ゴミ、不燃ゴミが対象の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃やすしかないゴミ … 毎週火曜日 ※祝日・年末年始を除く ・資源ゴミ … 第1・3火曜日 ・不燃ゴミ … 缶類：第2火曜日、びん類：第4火曜日 <p>②不燃物のみが対象の方 … 2か月に1回</p>
利 用 料	無 料
お問合せ お申込み	<p>生活環境課 リサイクル推進係</p> <p>電話番号：88-8933 （8：30～17：00）</p> <p>※申込方法など、詳しい内容についてはお問い合わせください。</p>

◇高齢者運転免許証自主返納支援事業

【運転免許証を自主返納された方への支援】



対象となる人	※次のすべてに当てはまる方 ○運転免許証自主返納時に満70歳以上の方、または健康上の理由により、運転免許証を自主返納された方 ○運転免許証の自主返納日から引き続き柳川市民である方 ○支援申請時点で、運転免許証の自主返納日から1年以内である方		
支援内容	①と③、②と③、①～③のどれか1つ、の3通りから内容を選べます。 ※1回限り ①タクシー利用券 ②購入費支援 ③ヘルメット購入費支援 2万円分 上限2万円 上限2千円 (500円 × 40枚) 【対象】 ※安全基準適合品に限る ※有効期限2年 ・シニアカー (SGマーク、JIS規格等) 		

◇介護手当 在宅で介護をしている家族に

【在宅で、6カ月以上寝たきりの高齢者を介護している同居人に対し支給】

対象となる人	<p>下記の①、②すべてに該当する方</p> <p>①市民税非課税世帯 ※その他、条件あり</p> <p>②在宅の65歳以上で、要介護4 または 要介護5 の人を介護している同居人</p> <p>※要介護4以上相当と認められた人を含みます。</p>
支給額	<p>月額 20,000円 ※年3回（4月、8月、12月）に分けて支給</p>
お問合せ お申込み	<p>福祉課 高齢者福祉係</p> <p>電話番号：77-8516 （8：30～17：00）</p> <p>※申込方法など、詳しい内容についてはお問い合わせください。</p>

◇介護用品（紙おむつ）の支給 在宅で寝たきり状態にある方に

【在宅、要介護3以上で紙おむつが必要だと認められた方におむつ券を支給】

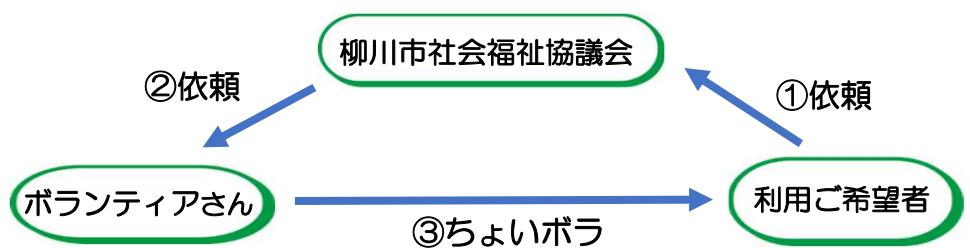
対象となる人	<p>下記の①、②すべてに該当する方</p> <p>①市民税非課税世帯</p> <p>②要介護4 または 5、もしくは要介護3以上で、介護認定審査資料の「排尿」または「排便」の項目において「介助」または「見守り等」に該当する者。</p> <p>※対象とならない人※</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている人 施設に入所している人 入院中の人 月の半分以上、自宅にいない人
支給額	<p>月額上限 5,000円 相当の“紙おむつ給付券”を支給</p>
お問合せ お申込み	<p>福祉課 高齢者福祉係</p> <p>電話番号：77-8516 （8：30～17：00）</p> <p>※申込方法など、詳しい内容についてはお問い合わせください。</p>

◇ちよいボラ

利用料は
無料です

《ちよいボラってなに？》

ちよいボラは、生活のお手伝いをさせていただく“ちょっとした”ボランティア活動です。
(おおむね1時間以内の作業)

対象となる人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳川市内にお住まいの方 ・ 自分たちだけでは作業が難しい方 <p>※高所での作業など危険を伴うものや、専門性を必要とするものはお受けできません。</p>
活動例	<p>電球交換、草取り、不用品の処分、衣替え、部屋の模様替え、布団干し、簡単な掃除、話し相手 他</p> <p>※概ね1時間以内の作業 ※定期的なものは除く</p>
ちよいボラの流れ	 <pre> graph TD A[柳川市社会福祉協議会] -- ①依頼 --> B[利用ご希望者] A -- ②依頼 --> C[ボランティアさん] C -- ③ちよいボラ --> B </pre>
ご利用にあたって	<ul style="list-style-type: none"> ・ まずは、柳川市社会福祉協議会にご相談ください。 ・ ボランティアさんの調整がつき次第、詳細な活動内容を打合せさせていただきます。 <p>※ボランティアさんの調整がつかない場合、ご希望に添えないこともございます。ご了承ください。</p> <p>※ちよいボラでお手伝いできない場合でも、他にご利用いただけるサービス等をご紹介させていただきます。まずは、お気軽にご相談ください。</p> <p>※ちよいボラの利用料は無料です。</p>
お問合せ	<p>柳川市社会福祉協議会 ※土日祝・年末年始を除く</p> <p>電話番号：72-5347（8：30～17：00）</p>

☆ちよいボラ活動者さん募集中☆

市社協では、「できるときに、できることだけ」無理なくボランティアをしたい、してみたい方を随時募集しています！

詳しくは、本紙の8ページ（3：ボランティア・就労）をご確認ください。